

# 投票日です

あなたの 生きた声 ~

## 投票時間

7:00 ~ 20:00  
(勢子辻は18:00まで)

投票できる人

年齢 昭和六十年七月二十五日以前に  
生まれた人  
住所 平成十七年四月六日以前に富士  
市へ住民登録を済ませ、引き続  
き富士市に住んでいる人

富士市から転出し、平成十七年四月七  
日以降に静岡県内の他の市町村へ転入  
届をした人は、いずれかの市町村長が  
発行する「引き続き住所を有する旨の  
証明書」があれば投票できます。

投票所入場券

投票所入場券を郵送します。届かない  
場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に  
登録されている人は投票できますので、  
投票所で申し出てください。

選挙公報

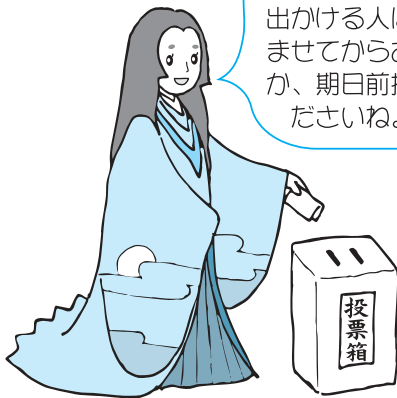
候補者の氏名、経歴、政見などを記載  
した選挙公報を、新聞折込で配布します。  
また、七月十五日以降には、お近くの公  
共施設（公民館など）でも配布します。  
新聞を購読していない人については、  
郵送の希望も受け付けますので、選挙管  
理委員会事務局までご連絡ください。

期日前投票

投票日に仕事がある人や、旅行へ出か  
ける人など投票日に投票所へ行けない人  
は、期日前投票をしましょう。

期日前投票ができる期間  
**7月8日(金)~23日(土)**  
8:30 ~ 20:00  
土・日・祝日も行っています。  
ところ  
市役所 6階北側選挙管理委員会  
持ち物 投票所入場券  
投票日に投票所へ行けない理由を  
宣誓書に記入していただきます。

投票日は富士まつり  
と同じ日です。お祭りに  
出かける人は、投票を済  
ませてからお出かける  
か、期日前投票をしてく  
ださいね。



### 不在者投票

指定病院や老人ホームなどに入院ま  
たは入所中の人は、直接、病院長や施  
設長に申し出てください。  
また、出張などで他市町村に滞在し  
ている人も不在者投票ができます。早  
目にご相談ください。

### 郵便等による不在者投票

次の人は、郵便を利用して投票する  
ことができます。  
身体に重度の障害があり、それが一  
定の条件に当てはまる人  
介護保険の被保険者証（要介護5）  
を持つ人

この場合、あらかじめ郵便等投票証  
明書を交付しますので、早目にご相談  
ください。

また、郵便等による不在者投票がで  
きる人のうち、上肢または視覚の障害  
の程度が一級の身体障害者手帳を持ち、  
自書できない人は、届出をすることに  
より、代理人による代筆ができるよう  
になりました。

### 代理投票・点字投票

文字を書けない人は、係員による代  
筆ができます。また、目が不自由で、  
点字のできる人は点字投票ができます。

# 7月24日(日)は 静岡県知事選挙の

～ 一票に 託す

投票所の変更

前回の投票所が「曙幼稚園」だった人（大和町、住吉町、幸町、昭和通り、東国久保、西国久保、源太坂、日吉町一丁目、エンゼル町）は「国久保公会堂」になります。

開票は即日

開票は、二十一時二十分から市立富士体育館で行います。投・開票状況を、電話と富士市ホームページ（携帯電話用モバイルサイトも含む）でお知らせします。

## 投・開票情報

電話案内 ☎53-1118

富士市ホームページ  
<http://fujishi.jp/>

モバイルサイト  
<http://fujishi.jp/mobile/>



電話番号はよく確かめて、間違いのないようおかけください。



明るく正しい選挙のために  
贈らない 求めない 受け取らない

×禁止されている選挙運動×

事前運動  
選挙運動期間（立候補の届け出を済ませてから投票日の前日まで）以前の選挙運動

個別訪問

選挙運動のため、各戸ごとに訪問すること

買収・供応

特定の候補者を当選または当選させないことを目的として、人に金品を贈ったり、ごちそうをしったりすること

選挙妨害

候補者についてのデマを飛ばしたり、運動の妨害やポスターを破いたりすること

署名運動

選挙に関し、投票を得るなどの目的で署名運動をすること

×選挙運動ができない人×

- 選挙事務関係者（投票管理者、選挙長）
- 特定公務員（選挙管理委員会の委員と職員、裁判官、検察官、会計検査員、公安委員会の委員、警察官、収税官吏と徴税吏員）
- 未成年者

- 地位を利用した選挙運動が禁止されている人（国または地方公共団体の公務員、一定の公団・公庫役員と職員、教育者）

×連座制×

候補者や立候補を予定している人と一定の関係にある人が買収などにかかわった場合には、たとえ候補者や立候補を予定している人が買収などにかかわっていないくても、候補者の当選が無効となったり、候補者や立候補を予定している人が五年間立候補できなくなったりする制度です。

問い合わせ 選挙管理委員会事務局

☎五五二一八七九 FAX五五二一三〇五〇